

江 東 区 公 報

目 次

◎告 示

指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について(256)	2
区域外地域密着型サービス事業所の廃止について(257)	2
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について(258)	2
指定居宅介護支援事業所の廃止について(262)	2
環境学習情報館の臨時休館について(265)	2
令和元年10月1日江東区告示第258号の一部改正について(267)	3
令和4年3月9日江東区告示第81号の一部改正について(270)	3
保管自転車の処分について（令和5年8月上旬）(271)	3
児童遊園の設置について(272)	3
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路指定の変更（一部取消し）について(276)	5
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(282)	5
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(283)	5
都市公園の一部休園について(286)	5
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路指定の変更（一部取消し）について(287)	7

◎告 示（教）

令和5年第4回江東区教育委員会臨時会の招集(14)	8
令和5年第8回江東区教育委員会定例会の招集(15)	8
江東区登録文化財の登録について(16)	8
令和5年第9回江東区教育委員会定例会の招集(17)	8

◎告 示（選）

選挙権を有する者の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(30)	9
---	---

江東区選挙管理委員会規程の一部改正につ

いて(31)	9
--------------	---

◎告 示（監）

令和5年度第1回定期財務監査の結果につ

いて(9)	10
-------------	----

告 示

◎江東区告示第 2 5 6 号

介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項及び第 1 1 5 条の 1 2 第 1 項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 及び第 1 1 5 条の 2 0 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 8 月 7 日

江東区長 木 村 弥 生
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 9 0 8 0 0 6 8 6
- 2 事業所の名称及び所在地
グループホーム扇苑深川
東京都江東区扇橋 2 - 1 - 8
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
医療法人社団高裕会
東京都江東区扇橋 2 - 1 - 8
理事長 立川 裕理
- 4 指定年月日
令和 5 年 8 月 1 日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

◎江東区告示第 2 5 7 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 8 月 8 日

江東区長 木 村 弥 生
記

- 1 介護保険事業所番号
1 2 7 2 9 0 0 3 8 0
- 2 事業所の名称及び所在地
シルバーハート東中沢デイサービスセンター
千葉県鎌ヶ谷市東中沢 1 - 1 3 - 2 0
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
有限会社シルバーハート
千葉県鎌ヶ谷市東中沢 1 - 1 3 - 2 0
代表取締役 天沼 幸子
- 4 廃止年月日
平成 3 0 年 8 月 1 8 日
- 5 サービスの種類

地域密着型通所介護

◎江東区告示第 2 5 8 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 8 条の 6 第 1 項の規定による確認の辞退があったため、法第 5 8 条の 1 1 第 2 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 5 年 8 月 8 日

江東区長 木 村 弥 生
記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	辞退年月日	施設等の種類
高橋 早希	高橋 早希	江 東 区 新 砂 1 丁 目	令 和 5 年 5 月 3 0 日	認 可 外 保 育 施 設

◎江東区告示第 2 6 2 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 8 月 1 6 日

江東区長 木 村 弥 生
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 5 9 2 9
- 2 事業所の名称及び所在地
グッドワン東部営業所
東京都江東区南砂 6 - 3 - 2 6 - 1 0 2
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
グッドワン株式会社
東京都江東区住吉 1 - 1 4 - 1 1
代表取締役 中山 茂
- 4 廃止年月日
令和 5 年 7 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 2 6 5 号

江東区環境学習情報館条例（平成 1 8 年 1 2 月江東区条例第 5 4 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり休館する。

令和 5 年 8 月 1 8 日

江東区長 木 村 弥 生
記

1 休館する施設

名 称	位 置
江東区環境学習情報館	江東区潮見一丁目29番7号

2 休館日

令和5年9月3日（日）

3 理由

電気設備点検のため

◎江東区告示第267号

令和元年10月1日江東区告示第258号（特定子ども・子育て支援施設等の確認について）の一部を次のように改正する。

令和5年8月22日

江東区長 木 村 弥 生

別紙の表中「アスク亀戸保育園」を「アスクバイリンガル保育園 亀戸」に改める。

◎江東区告示第270号

令和4年3月9日江東区告示第81号（特定子ども・子育て支援施設等の確認について）の一部を次のように改正する。

令和5年8月22日

江東区長 木 村 弥 生

「

エルニード (il nido)

 」

を

「

イルニード (il nido)

 」

に改める。

◎江東区告示第271号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和5年8月22日

江東区長 木 村 弥 生

〔別紙省略〕

◎江東区告示第272号

江東区立児童遊園条例（昭和52年6月江東区条例第14号）第2条第2項の規定に基づき、次の児童遊園を令和5年8月31日から設置する。

令和5年8月28日

江東区長 木 村 弥 生

1 設置する児童遊園

名 称	位 置
江東区立北砂一丁目第三児童遊園	江東区北砂一丁目4番33号

2 供用開始日

令和5年8月31日

3 区域及び面積

別図のとおり

[別図]

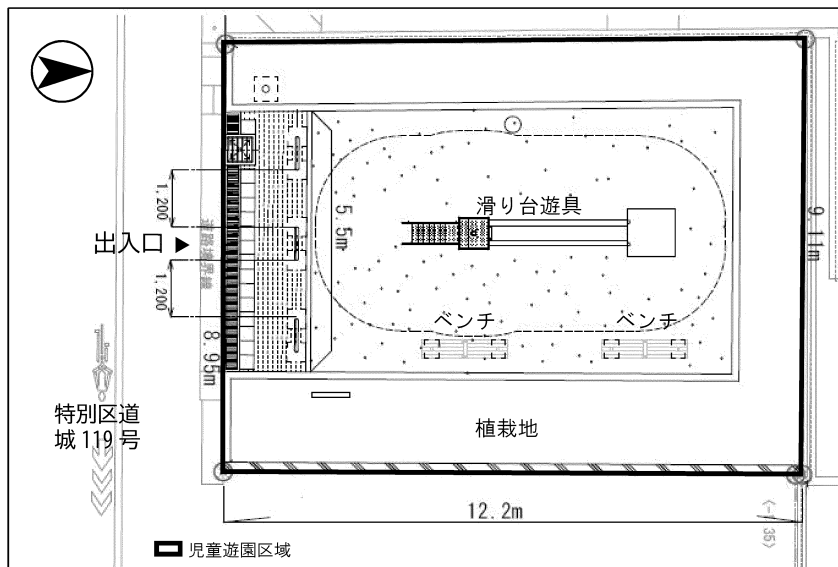
名 称 北砂一丁目第三児童遊園

面 積 110.02m²

案内図



平面図



◎江東区告示第276号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更（一部取消し）をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和5年8月31日

江東区長 木 村 弥 生
記

- 1 変更（一部取消し）に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 変更（一部取消し）の年月日
令和5年8月31日
- 3 変更（一部取消し）に係る道路の位置
江東区南砂三丁目
11番19の一部、11番118の一部、11番167の一部、11番168の一部、11番169の一部、11番175の一部、21番19の一部、21番37の一部
- 4 変更（一部取消し）に係る道路の延長及び幅員
取消し 幅員6.00m 延長61.40m
取消し 幅員5.00m 延長30.80m
取消し 幅員4.00m 延長73.17m

◎江東区告示第282号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和5年9月5日

江東区長 木 村 弥 生
記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
池田 舞	池田 舞	江東区大島九丁目	令和5年4月1日	認可外保育施設

◎江東区告示第283号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和5年9月5日

江東区長 木 村 弥 生
記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
株式会社ミライキッズでえがお	Kids Duo International 東雲	江東区東雲一丁目5番19号AIP25豊洲ビル3階	令和5年4月1日	認可外保育施設

◎江東区告示第286号

江東区立都市公園条例施行規則（昭和52年6月江東区規則第24号）第3条第3項の規定に基づき、下記の公園を一部休園する。

令和5年9月5日

江東区長 木 村 弥 生
記

1 一部休園する公園

名称	位置
江東区立東雲水辺公園	江東区豊洲一丁目9番先から辰巳一丁目1番先まで

2 区域及び面積

別図のとおり

3 一部休園期間

令和5年9月11日から工事完了まで

4 一部休園理由

東京都東京港建設事務所による辰巳運河（東雲一丁目）内部護岸（補強）上部整備及びその他工事施工のため

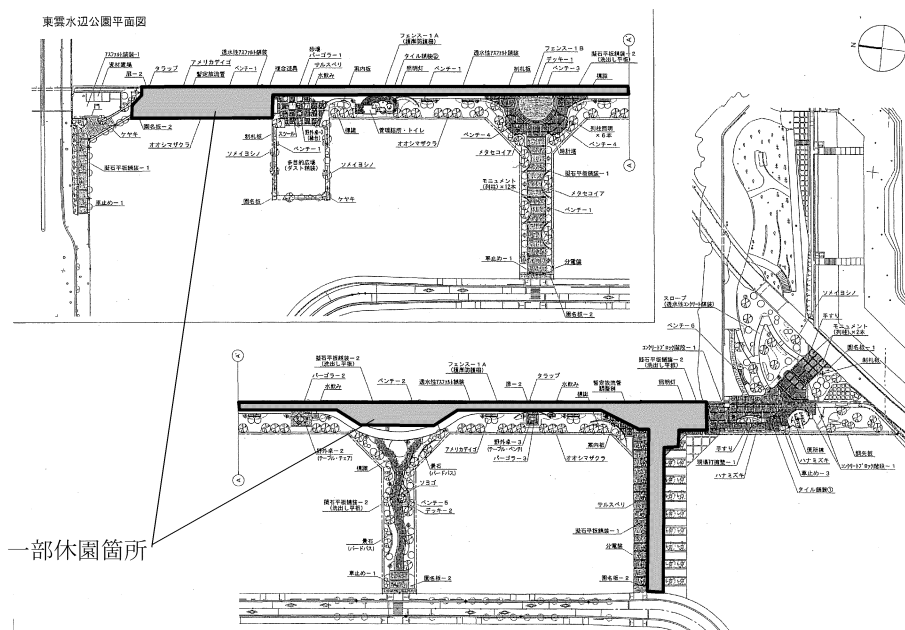
[別図]

名 称	江東区立東雲水辺公園
位 置	江東区東雲一丁目 9 番先から辰巳一丁目 1 番先まで
面 積	16,285.37 平方メートル
一部休園面積	2,719.26 平方メートル

案内図



平面図



◎江東区告示第287号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更（一部取消し）をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和5年9月5日

江東区長 木 村 弥 生

記

- 1 変更（一部取消し）に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 変更（一部取消し）の年月日
令和5年9月5日
- 3 変更（一部取消し）に係る道路の位置
江東区南砂五丁目
517番44の一部、517番45の一部、
517番47の一部
- 4 変更（一部取消し）に係る道路の延長及び幅員
取消し 幅員5.45m 延長16.65m

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 1 4 号

下記により、令和 5 年第 4 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和 5 年 8 月 1 4 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 5 年 8 月 1 7 日 (木)
午前 1 0 時
- 2 場所 江東区教育センター 大研修室
- 3 協議事項
(1) 令和 6 年度小学校教科用図書採択について

◎江東区教育委員会告示第 1 5 号

下記により、令和 5 年第 8 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 5 年 8 月 2 2 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 5 年 8 月 2 5 日 (金)
午前 1 0 時
- 2 場所 江東区教育センター 大研修室
- 3 報告事項
(1) 令和 6 年度区立幼稚園の園児募集について
- 4 協議事項
(1) 令和 6 年度小学校教科用図書採択について
ほか

◎江東区教育委員会告示第 1 6 号

江東区文化財保護条例 (昭和 5 5 年 1 0 月江東区条例第 3 2 号) 第 4 条の規定に基づき、下記について江東区登録文化財に登録する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

江東区教育委員会

記

登録内容変更

- 1 江東区登録史跡
(1) 妙寿寺跡
江東区猿江 2 - 2、3、4、5 付近
(変更前所在地 江東区猿江 2 - 2 付近)

◎江東区教育委員会告示第 1 7 号

下記により、令和 5 年第 9 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 5 年 9 月 5 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 5 年 9 月 8 日 (金)
午前 1 0 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
日程第 1 議案第 3 0 号 令和 4 年度江東区一般会計歳入歳出決算に関する意見聴取
日程第 2 議案第 3 1 号 令和 5 年度江東区一般会計補正予算 (第 4 号) に関する意見聴取
日程第 3 議案第 3 2 号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
日程第 4 議案第 3 3 号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
日程第 5 議案第 3 4 号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
日程第 6 議案第 3 5 号 江東区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
日程第 7 議案第 3 6 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
日程第 8 議案第 3 7 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する

規則
日程第 9 議案第 38 号 図書館の指定管理者の指定に関する意見聴取

4 報告事項

- (1) 令和 6 年成人の日の式典（二十歳のつどい）の開催について ほか

5 協議事項

- (1) 令和 5 年度江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第 30 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 5 年 9 月 1 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
8, 620
- 2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数
138, 494
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
71, 827

◎江東区選挙管理委員会告示第 31 号

江東区選挙管理委員会規程（平成 15 年 7 月江東区選挙管理委員会告示第 43 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 1 日

江東区選挙管理委員会

- 第 12 条中「ものについては」を「もので、」に改め、「により」の次に「特に指定したものについては」を加え、同条に次の 2 項を加える。
- 2 緊急の必要がある場合において、委員会が成立しないとき又は委員会を招集するいとまがないときは、委員長は、委員会の権限に属する事項を専決処分することができる。
 - 3 前項の規定により専決処分を行った事項については、委員長は、次の委員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 9 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 17 条の規定に基づき、令和 5 年度第 1 回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

なお、にしがき委員及び鬼頭委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

令和 5 年 8 月 15 日

江東区監査委員 松 土 英 男
同 藏 田 朝 彦
同 にしがき 誠
同 鬼 頭 たつや

[別紙]

- 令和 5 年度第 1 回定期財務監査報告書
- 第 1 監査の範囲
- 1 監査の対象施設
- (1) 男女共同参画推進センター
- (2) 清掃事務所
- (3) 教育センター
- (4) 江東図書館
- (5) 深川図書館
- 2 監査の対象事項
- 令和 4 年度（深川図書館については令和 2、3 及び 4 年度）における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について
- 3 監査の実施期日
- 令和 5 年 5 月 9 日（火）から同月 19 日（金）まで（5 日間）
- 第 2 監査の手続
- 施設・事業概要調書等の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。
- なお、施設の維持管理について重点監査項目として監査を実施した。
- 第 3 監査の結果
- 監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目の施設の維持管理についても、特に指摘する事項はない。
- なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。